

令和6年4月30日招集

第1回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第1回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月30日(火) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (22名)

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 1. 藪田 亨 | 2. 渡邊 秀一 | 3. 森田 聡 | 4. 民部 猛 |
| 5. 仲川 庸一 | 6. 細野 真二 | 7. 山田 隆生 | 8. 本間 隆 |
| 9. 土屋 七司 | 10. 忠野 佳純 | 12. 古屋野 勝 | 14. 佐々木 雅文 |
| 15. 池 克博 | 16. 西村 幸子 | 17. 本間 一寿 | 18. 金切 秀明 |
| 19. 大野 雄一郎 | 20. 西野 春彦 | 21. 渡邊 実 | 22. 久保 守 |
| 23. 佐々木 隆正 | 24. 金田 勝廣 | | |

4. 欠席委員 : (2名) 11. 中川 義弘 13. 北見 尚志

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利集積用計画について

議案第6号 農用地利用集積計画について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地転用事実確認願いについて

② 農地改良届の受理について

③ 農地法第18条の規定による通知について

④ 認定農業者について

2) 年間スケジュールについて

3) 令和6年度最適化活動の目標の設定等の修正について

4) 先進地視察研修について

5) 巡回農事相談事業実施要領について

6) 農地パトロール実施要領について

7) 農地利用状況調査について

8) 佐渡市農業委員会事務局体制について

9) JA推薦委員からの連絡事項等について

10) 会務報告・会務予定について

11) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 木下 和重 次 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之 係 長 恵帳塚 実
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第1回農業委員会総会を開会いたします。 コロナ感染症が、去年の5月8日に位置づけされてからもう一年が経とうとしています。事務局としましては、特にマスクの着用を今まで協力していただきましたけれども、今年度からマスクについては義務付けしない自己判断にさせていただきたいと思えます。それでは、会議に入ります。最初に、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	早いもので令和6年度に入って早ひと月になりました。最近は大休ということでは5、6人田植えをしている人がおります。私個人的には明日から代掻きをやって、大休の後半というか6日頃から田植えをする予定でございます。お忙しいところ皆さんお集まりいただき、ありがとうございます、これから第1回目の定例総会を始めたいと思えますので、よろしくお願いします。
局 長	ありがとうございます。本日の総会におきまして、欠席の届け出がございました。11番の中川義弘委員、13番の北見委員2名でございます。ただいまの出席委員は委員定数24名中、22名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、本総会が成立していることをご報告いたします。
議 長	それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございますので、19番大野委員、20番西野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。4月22日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	4月分の農地部会を4月22日に開催しまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提示された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また、現地確認につきましては、各地区の担当委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。
議 長	ありがとうございます。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書2ページ「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」です。今月4件、

	田 5 筆 5,157 平米、畑 10 筆 4,171 平米、計 9,328 平米。 案件番号 1 番、下横山の方からの申請で、秋津の田 2 筆 969 平米、畑 1 筆 855 平米、合計 1824 平米。森林の様相により、山林で整理するものです。案件番号 2 番以降、所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査報告を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 1 番について、3 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり、森林の様相を呈しており、非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号 2 番について、3 月 25 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり、森林の様相を呈しており、非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件 3 番、4 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号 3 番、4 番につきまして、説明いたします。3 番につきましては、現地確認を令和 5 年 11 月 24 日に、4 番につきましては、4 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認いたしました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 4 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」4 件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。 次に、「非農地判断」5 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。この非農地判断は、利用状況調査の結果、3 名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難（赤区分）と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。 議案書の 4 ページから 5 ページと配布した別冊の資料をご覧ください。今月は 5 案件

	ございます。 案件 1 番、蛸地内の田 4 筆、畑 2 筆の 6 筆合計 4,786 平米につきまして、航空写真で確認の結果、非農地と判断されたものになります。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は 5 件とも前任の委員により判断いただいたものとなりますが、所有者の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認とすることを担当の藪田委員から確認いただいております。 非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。
議 長	それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番から 5 番について採決を行います。案件 1 番から 5 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 非農地判断について」案件 1 番から 5 番の 5 案件を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」8 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請になります。今月 8 件、田 53 筆 46,588 平米、畑 6 筆 1,587 平米、合計 48,175 平米です。 案件番号 1 番、平清水の方から住吉の方に、住吉の田 3 筆 2,406 平米売買になります。4 月 24 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、新潟市の方から加茂歌代の方に、加茂歌代の田 3 筆 5,819 平米贈与になります。4 月 24 日に現地確認を行いました。 案件番号 3 番、河原田諏訪町の方から上川茂の方に、石田の田 2 筆 2,282 平米売買になります。3 月 25 日に現地確認を行いました。 案件番号 4 番、新潟市の方から中興の方に、千種の田 1 筆 892 平米売買になります。4 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 5 番、埼玉県和光市の方から泉の方に、泉の田 4 筆 5,023 平米売買になります。4 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 6 番、埼玉県川口市の方から羽茂大橋の方に、市野沢と泉の畑 2 筆 800 平米売買になります。令和 5 年 12 月 22 日に現地確認を行いました。 案件番号 7 番、吾潟の方から新穂潟上の方へ、新穂潟上の田 6 筆 3,294 平米売買となります。3 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 8 番、神奈川県横浜市の方から相川下戸村の方へ、相川鹿伏の田 34 筆 26,872 平米、畑 787 平米、合計 27,659 平米贈与、持分移転になります。4 月 25 日に現地確認を行いました。案件全て許可要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いい

	たします。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番につきまして、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されておりまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしてございました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件 2 番につきまして、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。いずれも適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、案件 3 番について現地調査を行った現地調査の報告を私から行います。3 番の現地確認については今年の 3 月 25 日農業委員、推進委員および事務局を行いました。中古住宅を買ってそこに住んで自家用野菜を作るため、適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いいたします。 続いて、案件 4 番から 6 番について現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いいたします。
5 仲川 庸一	案件 4 番、5 番につきましては 4 月 26 日に、案件 6 番につきましては令和 5 年 12 月 22 日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。いずれも適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	続いて、案件 7 番について現地調査を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
1 8 金切 秀明	案件番号 7 番につきまして、3 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局にて現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議の方ほどよろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 16 番西村委員から報告をお願いします。
1 6 西村 幸子	案件番号 8 番につきまして、4 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認をしました。申請地は、相川地区の春日崎バス停から山の方で農地の広がりがある中に入っています。申請筆数が多いのですが、大きく 14 ヶ所に纏まっており、苗を植えるばかりに準備された水田、これから作付け準備をする農地と、全て適正に管理されておりました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議の方ほどよろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)

議 長	ご質問等がないようですので、案件１番から８番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請」８件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第５条の規定による許可申請」３件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。議案書の１０ページになります。 ５条申請、今月３件ございます。田３筆 988 平米、畑１筆 253 平米、合計４筆 1,241 平米となります。 案件番号１番です。こちら譲受人が目黒町の方、譲渡人が神奈川県の方となります。申請地は、中興の畑 253 平米、所有権の移転譲渡となります。変更目的は駐車場の新設となっております。申請地選定理由としまして、ダンス教室のための駐車場として利用することとしたものでございます。所在地は、旧国道沿線の藤津橋から東に 50 メートルほどの位置にございます。市街地の中にある宅地等が連担する区域の農地ということで３種農地に該当しており、立地基準も問題ございません。また、一般基準の転用実現性においても経費がかからないことから問題なく、また排水も発生しないことから周辺農地への影響はないというふうに考えています。以上のとおり、許可基準を満たしております。 続きまして、案件番号２番です。こちら譲受人が三宮の方、譲渡人が三宮の方になります。申請地は、三宮の田 487 平米、所有権の移転売買となります。変更目的としまして、駐車場の新設となっております。申請地の選定理由としまして、アパートのための駐車場を付近で探したという中で、申請地を駐車場として利用するとしたものでございます。所在地については、三宮付近の主要地方道両津・真野・赤泊線から西の方へ 200 メートルほど入った場所に位置しており、集落内に点在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、２種農地に該当するところでございます。申請地の周辺には当該目的を達成できるような３種農地、非農地がなく立地基準についても問題ないと考えております。また、一般基準の転用の実現性におきましては、自己資金でまかなえること。排水も発生しないということから、周囲の農地に影響はないというふうに考えています。以上のとおり、許可基準を満たしています。 案件番号３番です。こちら譲受人が小倉の方、譲渡人が小倉の方、申請地は小倉の田 2 筆 501 平米の使用貸借となっております。変更目的としましては、住宅の新築ということで、申請地の選定理由としまして、現在の住宅が子供の成長で手狭となるため、住宅の新築をするという内容になってございます。所在地は、小倉付近の一般県道多田・皆川・金井線の沿線に位置しております。こちらの方は集落内に点在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地で２種農地ということで考えております。申請地の周辺には当該目的を達成できるような３種農地、また非農地はなく、位置については問題ないと思っております。また、一般基準の転用の実現性におきましては自己資金にまかなえること、また排水については合併浄化槽で処理するというので、周辺農地への影響はないと考えております。また、一般住宅の建築に係る基準を満たし

	ているということでございます。以上のとおり、基準を満たしています。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、案件番号 1 番について、現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号 1 番について、4 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。事務局説明のとおり、申請地は、金井地区中興の畑で、周辺は市街地となっており、宅地が連担しています。ダンス教室の駐車場として設置するものであり、ダンス教室からも近く、この場所以外に場所はありません。許可基準を満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続いて、案件番号 2 番、3 番について、現地調査を行った 10 番忠野委員から報告をお願いします。
1 0 忠野 佳純	案件番号 2 番ですけれども、3 月 21 日に農業委員 2 名と推進委員、事務局とで現地確認をしました。申請地は、事務局の説明のとおり、畑野地区三宮の田で、集落内にある生産性の低い農地です。アパートの駐車場として設置するものであり、アパートからも近く、この場所以外に利用可能な場所はありません。許可基準を満たしています。 次に、案件番号 3 番です。4 月 23 日に農業委員 2 名と事務局で現地確認をしました。申請地は、事務局の説明のとおり、畑野地区小倉の田で、農地の広がりもなく、集落内にある生産性の低い農地です。現在の住居が手狭になったため、隣接する農地に新築するものであり、この場所以外に利用可能な場所はありません。また、汚水は合併浄化槽にて処理するため、周辺農地への影響もありません。転用許可基準を満たしております。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 3 番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」3 件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」22 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、14 ページから 26 ページです。 案件 1 番、窪田の田 9 筆 15,515 平米につきまして、新潟市の方から窪田の方へ、売買するものです。 間に、農地中間管理機構公益社団法人新潟県農林公社を挟んだ売買となりますので、

議 長	移転につきましては、一月後の令和6年5月31日の引き渡しとなります。 譲受人、譲渡人及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。 それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から22番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農用地利用集積計画（売買）の決定」22案件について原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」299件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は299案件です。 案件1番、梅津の田1筆1,980平米につきまして、梅津の方外1名から梅津の方に、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで貸借をするもので再設定になります。案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 1頁から142頁までの案件1番から241番の計241件は相対契約による利用権設定、143頁以降の案件242番から299番の計58件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 なお、議事参与案件は案件1番から7番の7件となっております。以上、利用権設定に関する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件の案件1番から7番までについて採決を行います。2番渡邊秀一委員の退席をお願いします。 （委員 退席）

議 長	それでは、案件 1 番から 7 番までの 7 件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番から 7 番、7 案件を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、議事参与案件であった、案件 1 番から 7 番までの 7 件を除いた案件 8 番から 299 番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 8 番から 299 番、292 案件を原案のとおり決定することにいたします。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地転用事実確認願」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 27 ページ、農地転用事実確認願が 1 件ございます。申請者は東大通の方で、土地の表示は吉岡の畑で 12 平米となります。転用目的は住宅用地で擁壁を設置するもので、建築済みとなっております。平成 25 年 7 月 18 日、農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は、平成 26 年 6 月 30 日。現地は地元委員により 3 月 26 日に現地確認済みでございます。以上、許可目的どおりに転用されておりましたので証明書を発行させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、次に、「農地改良届」2 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地改良届についてご説明させていただきます。議案書 28 ページになります。今月 2 件ございます。 1 件目は、申請者が二宮の方で、土地の表示は二宮の田 1,320 平米となります。改良目的としまして、盛土成型し畑として効率利用するためということで、土質は土砂で土量が 264 立米、期間は令和 6 年 3 月 11 日から令和 6 年 5 月 10 日までとなっております。 2 件目は、申請者が平清水の方で、土地の表示は平清水の田 42 平米となります。改良目的としまして、盛土成型し畑として効率利用するためということで、土質は赤土で土量が 4.2 立米、期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日です。以上 2 件ご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、③「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 29 ページから 51 ページまでです。今月は 39 件。今月、受け手が不在となる利用調整案件が 18 件ありますが、一部再契約がされている様子がみられますので、お気づきのものがありましたら、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に④「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。52 ページをご覧ください。今月は 4 月 10 日審査分で計 22 件ございます。うち新規が 6 件、再認定が 16 件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(2)「年間スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(3)「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の修正について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(4)「先進地視察研修について」事務局から説明をお願いします。

事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(5)「巡回農事相談事業実施要領について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(6)「農地パトロール実施要領について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(7)「農地利用状況調査について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(8)「佐渡市農業委員会事務局体制について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(9)「J A推薦委員からの連絡事項について」に入らせていただきます。
J A推進委員	(J A推進委員説明)
議 長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)

議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項等が終わりました。次に、(10)「会務報告・会務予定」について事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、「会務報告・会務予定」についての報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	その他、委員の皆さま、事務局からございますか。
	(意見、質問なし)
議 長	その他がないようですので、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは、終わりに佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木会長職務代理者	今日は、大変お疲れ様でした。

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 9 番 大野 雄一郎

署名委員 2 0 番 西野 春彦